

## 防府市介護保険条例の改正（案）について

(1) 第9期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険法第129条第2項及び第3項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度の第1号被保険者の保険料率を定める。

(2) 介護保険法施行令及び介護保険法施行規則の改正に伴い、被保険者間での所得再分配機能を強化することで、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとされたため、保険料の所得段階区分を12段階から13段階へと見直し、所得に応じた応分の負担をお願いするため、所要の改正を行う。

### ○防府市介護保険条例

- (1) 第1号被保険者の保険料率について  
(2) 保険料の所得段階区分について
- } 参考資料1のとおり

(第8期からの変更点)

※ 国の標準段階 9段階 ⇒ 13段階



○ 国の標準段階が示されたため、現在は、12段階としている所得段階区分を13段階へと見直し、各段階の基準額に対する割合（乗率）及び各段階を区分する所得金額について、国の標準どおりに設定する。

⇒ 第2段階は、従来から国の示す標準乗率0.75（軽減後0.5）より低い乗率0.72（軽減後0.47）を設定しており、この度の国の標準乗率0.685（軽減後0.485）では、現在よりも軽減後の乗率が上昇するため、軽減後乗率0.47を維持する。

○ 介護保険料の基準月額（第5段階の保険料）は、「5,905円」とする。  
現在の「5,779円」から、「+126円（+2.2%）」。

(第8期から変更なし)

- 第1段階から第8段階を区分する所得金額等は、変更なし。
- 第4段階、第5段階、第8段階、第9段階の乗率は、従来から国の標準乗率を採用しており、変更なし。

防府市介護保険条例中改正について

(1) 第1号被保険者の保険料率

所得段階	対象者	国標準乗率 (軽減後)	【第9期(R6~R8年度)】			
			保険料 (円)			
			乗率 (軽減後)	①月額 (軽減後)	②年額 (軽減後)	
1	①生活保護受給者 ②市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	0.455 (0.285)	0.455 (0.285)	2,687 (1,683)	32,240 (20,200)	
	合計所得金額+課税年金収入≤80万円					
2	本人が市民税非課税(市民税非課税世帯)	0.685 (0.485)	0.67 (0.47)	3,956 (2,775)	47,470 (33,300)	
				合計所得金額+課税年金収入≤120万円		
3	合計所得金額+課税年金収入>120万円	0.69 (0.685)	0.69 (0.685)	4,074 (4,045)	48,890 (48,540)	
4	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入≤80万円	0.9	0.9	5,314	63,770	
5	市民税課税世帯で本人が市民税非課税	1.0	1.0	5,905	70,860	
6	本人が市民税課税	1.2	1.2	7,086	85,030	
7				7,676	92,110	
8				8,858	106,290	
9				10,038	120,460	
10				11,219	134,630	
11				12,400	148,800	
12				13,581	162,970	
13	14,172	170,060				

所得段階	対象者	国標準乗率 (軽減後)	【第8期(R3~R5年度)】			
			保険料 (円)			
			乗率 (軽減後)	③月額 (軽減後)	④年額 (軽減後)	
1	①生活保護受給者 ②市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者	0.5 (0.3)	0.5 (0.3)	2,889 (1,733)	34,670 (20,800)	
	合計所得金額+課税年金収入≤80万円					
2	本人が市民税非課税(市民税非課税世帯)	0.75 (0.5)	0.72 (0.47)	4,161 (2,716)	49,930 (32,590)	
				合計所得金額+課税年金収入≤120万円		
3	合計所得金額+課税年金収入>120万円	0.75 (0.7)	0.75 (0.7)	4,334 (4,045)	52,010 (48,540)	
4	市民税課税世帯で本人が市民税非課税かつ合計所得金額+課税年金収入≤80万円	0.9	0.9	5,201	62,410	
5	市民税課税世帯で本人が市民税非課税	1.0	1.0	5,779	69,350	
6	本人が市民税課税	1.2	1.15	6,646	79,750	
7				7,223	86,680	
8				8,668	104,020	
9				9,824	117,890	
10				10,403	124,830	
11				11,558	138,700	
12				11,558	149,100	

増減額 第9期-第8期(円)	
月額 ①-③	年額 ②-④
-202 (-50)	-2,430 (-600)
-205 (59)	-2,460 (710)
-260 (0)	-3,120 (0)
113	1,360
126	1,510
440	5,280
453	5,430
190	2,270
214	2,570
816	9,800
842	10,100
2,023	24,270
2,614	20,960

低所得者の保険料軽減のための公費投入(再掲)					
第9期 保険料 (円)			第8期 保険料 (円)		
軽減後 乗率	月額	年額	軽減後 乗率	月額	年額
0.285	1,683	20,200	0.3	1,733	20,800
0.47	2,775	33,300	0.47	2,716	32,590
0.685	4,045	48,540	0.7	4,045	48,540

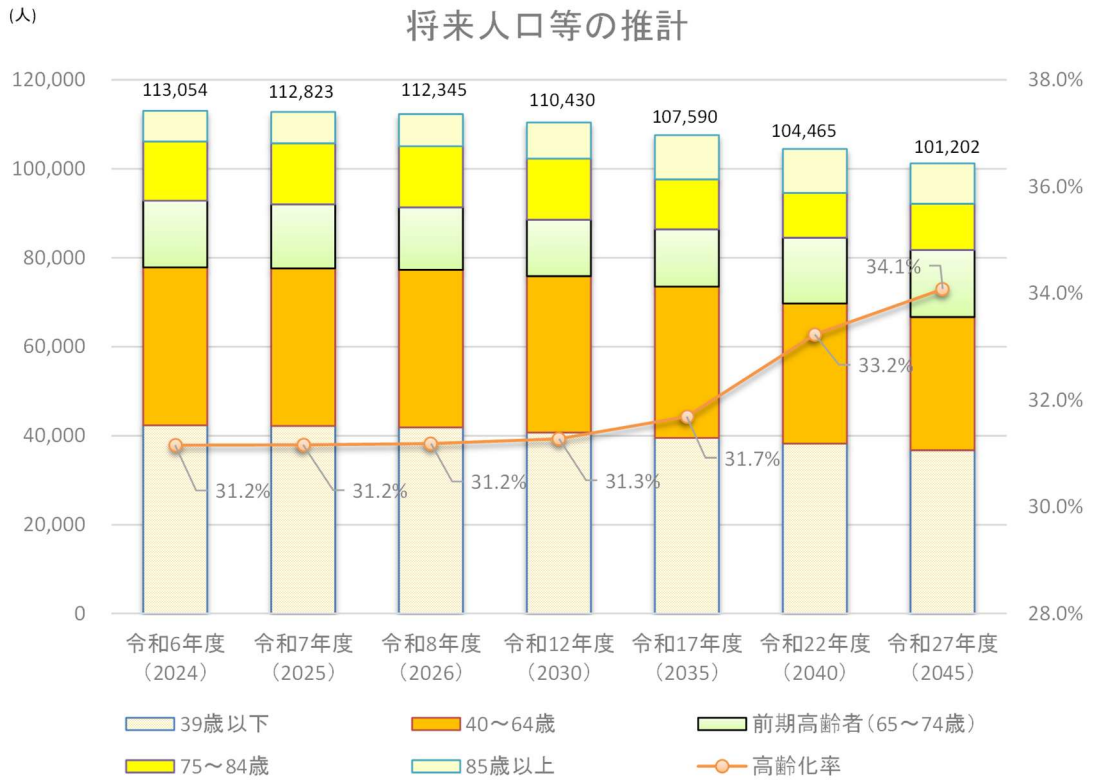
●市民税非課税世帯層の第1段階から第3段階までは、公費を投入し、保険料率の軽減措置を行っています。

【課税年金収入】=老齢年金等の収入(遺族、障害年金等の非課税年金以外)

1 第9期保険料基準額（月額）

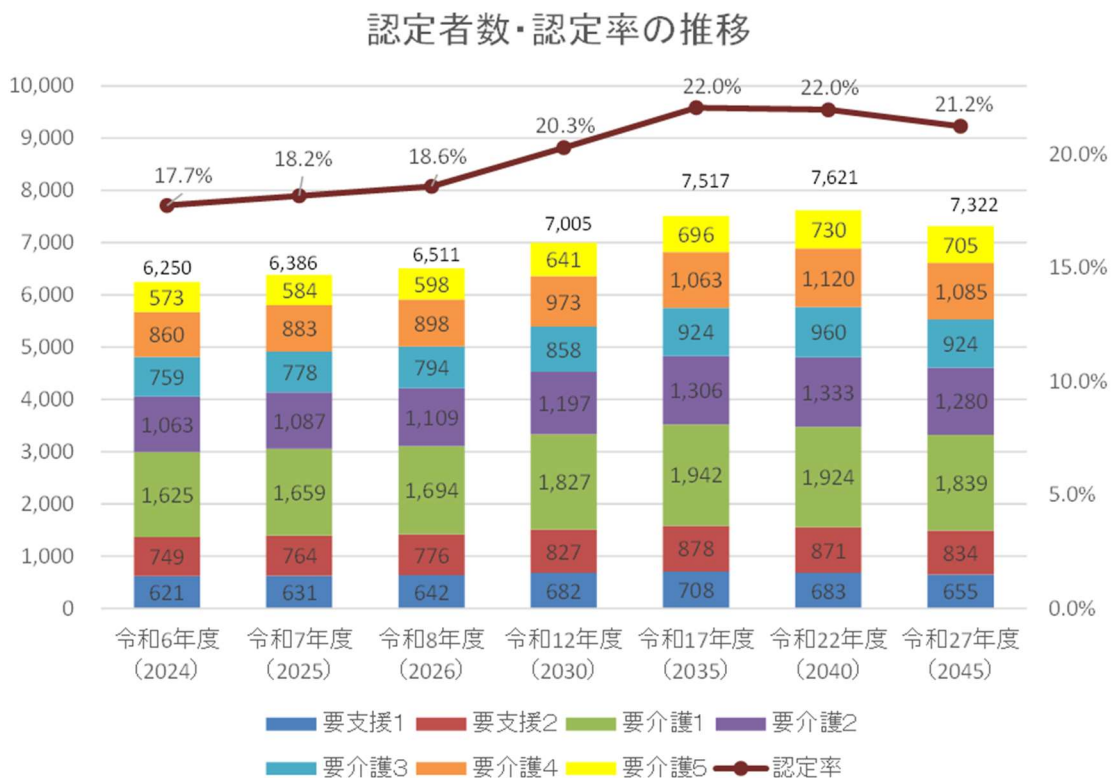
5,905円（第8期5,779円 +2.2%）

2 総人口の推移と高齢化率



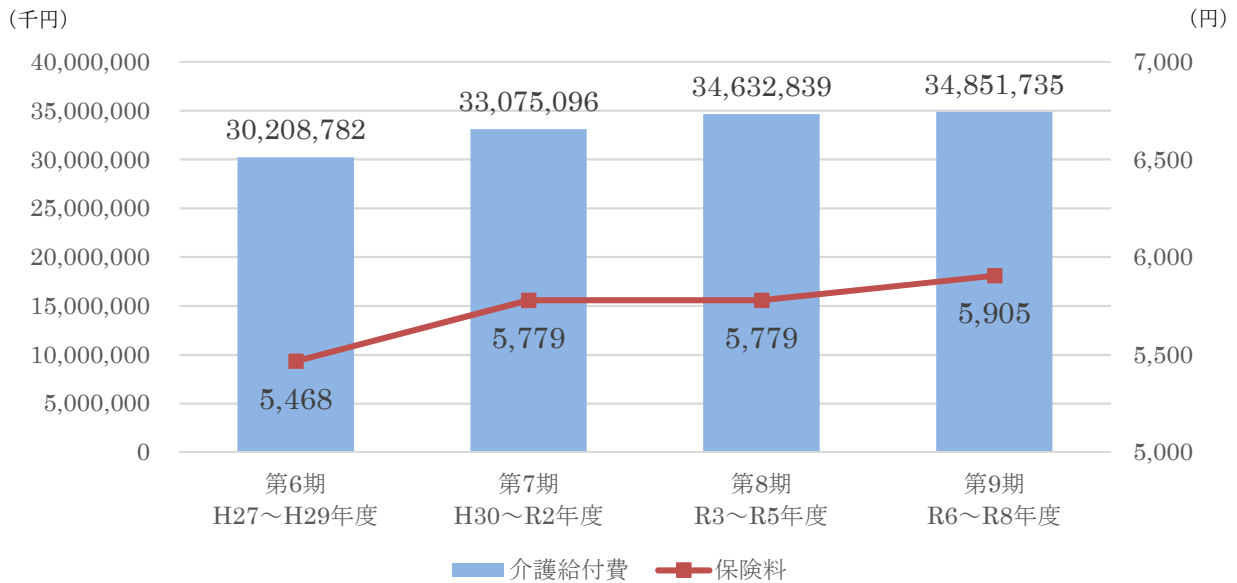
資料：第10次防府市高齢者保健福祉計画

3 要介護認定者の状況



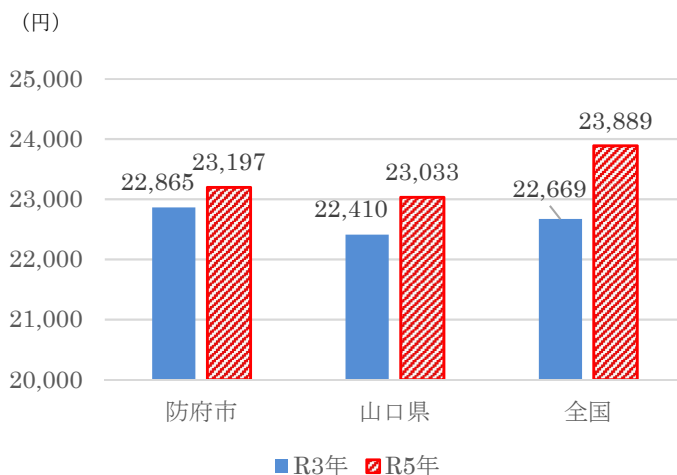
資料：第10次防府市高齢者保健福祉計画

#### 4 【標準給付費＋地域支援事業費】と第1号被保険者保険料基準額



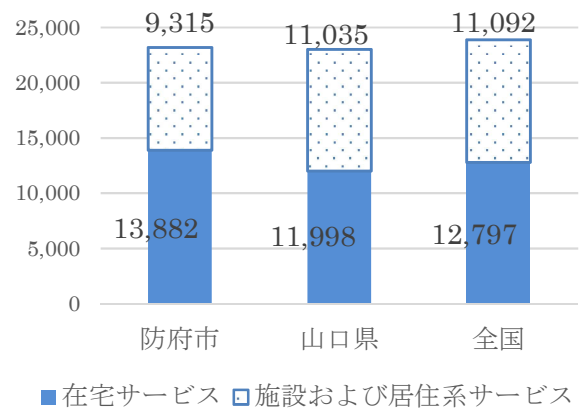
資料：地域包括ケア「見える化」システム

#### 5 第1号被保険者1人当たり給付額 (R3-R5)



#### 第1号被保険者1人当たり

#### サービス別給付額 (R5)



資料：地域包括ケア「見える化」システム

#### 6 保険料基準額の上昇の要因

保険料基準額の上昇要因	保険料基準額の抑制要因
<ul style="list-style-type: none"> <li>介護報酬改定の上昇 (+1.59%)</li> <li>施設給付費の増加 (○認知症対応型共同生活介護、 ○定期巡回・随時対応型訪問 介護看護)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>短期集中事業等による介護予防推進・ 重度化防止策の効果</li> <li>準備基金の取崩 (378,868,000円) 基金残 (1億円)</li> </ul>

## 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の改正（案）について

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布に伴い、関係4条例について所要の改正を行います。

改正を行う条例の基となる厚生労働省令と本市条例

厚生労働省令	防府市条例
① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	① 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	② 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
③ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	③ 防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
④ 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	④ 防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

### ① 防府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

要介護者が利用する地域密着型サービスの基準等を定めた条例です。

### ② 防府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

要支援者が利用する地域密着型介護予防サービスの基準等を定めた条例です。

### ③ 防府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

介護サービス等の利用を定めた支援計画（ケアプラン）を作成する指定居宅介護支援事業所の基準等を定めた条例です。

### ④ 防府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

要支援者の自立支援に向け、介護予防サービス等の利用を定めた支援計画（ケアプラン）を作成する指定介護予防支援事業所の基準等を定めた条例です。

## ○主な改正の内容 【①～④は、各条例の対応状況を示す】

### (1) 全条例共通 【①、②、③、④】

#### ア 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。その際、1年の経過措置を設けることとする。

#### イ 管理者の兼務範囲の明確化

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

#### ウ 身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の適正化を推進する観点から、身体的拘束等の適正化のための措置を義務付ける。

### (2) 多機能系サービス 【①】

#### ア 管理者の兼務

提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、(看護)小規模多機能型居宅介護の管理者による他事業所の職務との兼務について、兼務可能な他事業所のサービス類型を限定しないこととする。

### (3) 居宅介護支援 【③】

#### ア ケアマネジャー1人当たりの取扱件数

指定居宅介護支援事業所ごとに1以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、原則、要介護者の数に要支援者の数に1/3を乗じた数を加えた数が44以下であれば必要なケアマネジャーの員数は1とし、44の倍数(44に満たない端数の場合も含む。)ごとに1ずつ増すこととする。

#### イ 介護予防支援の円滑な実施

指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行うに当たって、所要の規定の整備を行う。

### (4) 居住系及び施設系サービス 【①、②】

#### ア 協力医療機関との連携体制の構築

以下の要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける(居住系サービスは努力義務)。施設系サービスにおいては、その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
- ② 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
- ③ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること(施設系サービスのみ)。

#### イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付ける。